

特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会
給 与 規 程

規程第 16 号

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条

本規程は、特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会（以下「当団体」という。）の給与および賞与について定めたものである。

(給与の種類)

第 2 条

給与の支払い形態は以下のとおりとする。

1. 月給制(常勤職員) 月額金額は 8 万円～ 2 0 万円
2. 時給制(パートタイム職員) 時給金額は 1,100 円

(計算期間および支払日)

第 3 条

1. 給与は、当月 1 日から起算し、当月月末を締め切りとした期間（以下、「給与計算期間」という）について計算し、翌月末日に支払う。ただし、当該支払日が休日の場合はその翌営業日に支払うものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号の一に該当するときは職員（第 1 号については、その遺族）の請求により、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。
 - ①職員が死亡したとき。
 - ②職員が退職し、または解雇されたとき。
 - ③職員またはその収入によって生計を維持している者が結婚し、出産し、疾病にかかり、災害を被り、または職員の収入によって生計を維持している者が死亡したため臨時に費用を必要とするとき。
 - ④職員またはその収入によって生計を維持している者が、やむを得ない事由によって 1 週間以上帰郷するとき。
 - ⑤前各号のほか、やむを得ない事情があると当団体が認めたとき。

(給与の支払方法)

第 4 条

1. 給与は通貨で直接職員にその全額を支払う。
2. 前項の規定にかかわらず、職員の同意を得た場合は、本人が指定する金融機関の口座への振り込みにより賃金を支給する。また、以下の各号に掲げるものについては給与を支払うときに控除する。ただし、パートタイム職員については、法に規定されているものに限り控除する。
 - ①源泉所得税 ※他の NPO 規約の確認必要

(遅刻、早退または欠勤の賃金控除)

第 5 条

遅刻、早退または欠勤により、所定労働時間の全部または一部を休業した場合は、その休業した時間に応じる賃金は支給しない。ただし、この規程または就業規則に別段の定めのある場合はこの限りでない。

第 2 章 基準内給与

(基本給)

第 6 条

基本給は職員の経験、能力、および職務内容などを総合的に勘案して各人ごとに決定する。

(給与改定)

第7条

1. 給与改定は基本給を対象に毎年4月に職員各人の勤務成績を査定して決定し、当月から支給する。ただし、当団体の業績によっては、その時期を延期もしくは見送ることがある。
2. 当団体は必要に応じ臨時の給与改定を行なうことがある。

(通勤手当)

第8条

公共交通機関を利用する者は実費相当額（上限15,000円）を支給する。
原則として自動車での通勤は許可しない。但しその日の業務に自家用車を使う場合は例外とする。
その場合は駐車場料金及びガソリン実費を支給する。

第3章 基準外給与

(時間外・休日労働割増賃金)

第9条

所定労働時間を超え、かつ、法定労働時間を超えて労働した場合には、時間外労働割増賃金を、法定の休日に労働した場合には休日労働割増賃金を、それぞれ以下の計算により支給する。

(但し、管理または監督の地位にある職員については支給されない)

時間外労働割増賃金 (1時間あたり賃金額) × 1.25 × 時間外労働時間数
休日労働割増賃金 (1時間あたり賃金額) × 1.35 × 時間外労働時間数

(改正)

第10条

本規程を改正するときは、理事会の議決を得なければならない。

附則 本規程は、令和2年4月1日から施行する。